

憲法改正の早期実現を求める意見書を国へ提出することを求める陳情

【陳情趣旨】

これまで「憲法改正は必要ない」だとか「安倍政権の元では憲法改正の議論すらしない」などと叫んでいた方々も、先般（昨年10月の衆院選）の選挙結果を踏まえ（≒民意を尊重〔付度も含む〕し）、与野党の枠を超えた憲法改正などに向けた建設的かつ活発な議論を行い、早期に国民投票の実施などをお願いしたく陳情いたします。

上記の通り憲法改正は最終的に国民投票に委ねられます。本件は決して国の専権事項や都道府県議会のみに委ねられるだけのものではなく市民一人ひとりに関わる重大案件だと思っております。市民の代表である最小単位の議会＝市町村議会でこそ、本来このような陳情を審議すべきだと強く思っております。

以下に意見書の案を記します。これは平成26年に千葉県議会が（定例県議会で可決され）、国に提出した意見書をベースにしております。

記

日本国憲法は、昭和22年5月3日の施行以来、今日に至るまでの70年間以上、一度の改正も行われていません。

しかしこの間、特に最近の北朝鮮情勢（今般、米国が北朝鮮をテロ支援国家に再指定したことも含む）などを筆頭に我が国をめぐる内外の諸情勢は劇的に変化を遂げています。

すなわち、我が国を取り巻く東アジア情勢は、一刻の猶予も許されない事態に直面しています。さらに、大規模災害等への対応なども求められています。

このような状況変化を受け、近年は様々な憲法改正案が各政党、各報道機関、民間団体等から提唱されてもいます。

国会においても、平成19年の国民投票法の成立を機に憲法審査会が設置され、憲法改正に向けた制度が整備されるに至ったところであります。

よって、国会においては、新たな時代にふさわしい憲法に改めるため、憲法審査会において憲法改正案を作成し、国民がみずから判断する国民投票を早期に実施することを強く要望するものです。

【陳情項目】

表題及び陳情趣旨後段（意見書の案）に記した通りです。

【但し書き】

本件のすべての文面は法の定めによる以外の転載・複写を一切お断りいたします。法の定めにより転載・複写をされる場合は但し書きや添付した資料、削除した部分があればそれらも含めて「一字一句漏れなく全文」をお願い致します。（公文書偽造を防ぐためリライト不可）

誠に勝手ながら賛否にかかわらず本陳情を含め私に対するご意見、お問い合わせや来訪・郵便・宅

配・電子メール・電話などは一切承りかねます。悪しからずご了承ください。

*万が一、不審者・不審物・迷惑行為などと判断した場合は速やかに警察などへ通報させていただきます。

以上、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

平成 30 年 2 月 19 日

習志野市鷺沼台 4-7-7

緒方直行

習志野市議会議長 田中 真太郎 様

